

工事監理ガイドライン

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成21年国土交通省告示第15号）別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。

2. 用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

工事監理	:	その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
工事監理者	:	工事監理をする者をいう。
建築主	:	建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施工者	:	建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
設計図書	:	建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
品質管理記録	:	自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。
立会い確認	:	施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
書類確認	:	施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

(1) 基本的な考え方

工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行うこととされているが、その具体的方法等は、(2)及び(3)によることが考えられる。

(2) 具体的方法等

工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。

① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおり実施されていると確認された（以下「合格した」という。）工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

(3) 記録の整備

工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築士法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

(1) 確認項目及び確認方法の例示一覧

建築士法において工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていないが、個別の工事に応じた「工事と設計図書との照合及び確認」について、確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。

- ① 非木造建築物 建築工事（別紙1）
- ② 非木造建築物 電気設備工事（別紙2）
- ③ 非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事（別紙3）
- ④ 非木造建築物 昇降機等工事（別紙4）
- ⑤ 戸建木造住宅（別紙5）

(2) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

① 「一般共通事項」

「工事の種類」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別における確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用すること。

② 「確認項目」欄

(イ) 「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は適用しないこと。

(ロ) 設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

③ 「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。